

小学校の水泳指導における安全管理指針

－夏季休業期間中の取組を中心に－

令和2年3月

京都市教育委員会

はじめに	1
1 水泳指導のねらいの明確化	2
2 夏季休業期間中の水泳指導のあり方	
(1) 水泳指導計画の留意点	4
(2) 夏季休業期間中の水泳指導の進め方例（90分のフローチャート図の例）	5
3 安全管理上の注意事項	
(1) 複数学年による水泳指導の注意点	7
(2) 水位設定の注意	8
(3) 監視体制の充実	9
(4) プール監視の注意点	11
(5) ビート板の使用上の注意	12
(6) 個別練習について	13
(7) 注意を要する児童に対して	14
(8) 録画機器等の設置について	15
4 緊急時対応マニュアルの作成	
(1) 各校における緊急時対応マニュアルの作成	16
(2) 救急搬送・心肺蘇生について学ぶ	17
(参 考)	
・ 学校プール安全管理組織体制の例	18
・ プール指導・管理日誌の様式例	19
・ 健康チェックカードの様式例	21
・ 緊急時の対応マニュアルの例（掲示用）	22
・ 緊急時の対応マニュアルの例（研修用）	23
・ 水泳指導実施要項の例	24
・ 京都市学童水泳能力基準表	31

はじめに

平成24年7月の本市立小学校における1年生女子児童の死亡事故は、学校プールにおいて、夏季休業期間中に教職員が水泳指導を行っている中で発生しており、事故の重大性をふまえ、二度とこのような痛ましい事故を生じさせないために、平成25年3月に「小学校における水泳指導の手引き―安全管理を徹底するために―」と合わせて、とくに小学校の夏季休業期間中の水泳指導を対象にした安全管理上の指針を策定した。

指針の策定後、各学校において、夏季休業期間中の水泳指導を行うに当たっては、「小学校における水泳指導の手引き―安全管理を徹底するために―」と共に、本指針に示した内容をふまえ、すべての教職員が安全な水泳指導を進めるために必要な事項を共通理解し、計画的・組織的に取り組んできたところである。

このような中、令和2年度から全面実施となる新学習指導要領に対応するとともに、近年の夏期における急激な気温の上昇もふまえ、子どもたちの安全をより一層確保するため、本指針を改訂することとした。

引き続き、すべての教職員、学校関係者が、子どもの尊い生命を奪う事故を絶対に発生させないという強い決意をもち、何よりも子どもたちの生命・身体の安全を最優先し、事故を生じさせない万全の体制で、夏季休業期間中の水泳指導を実施することを求めるものである。

1 水泳指導のねらいの明確化

安全な水泳指導の第一歩は、各学校における水泳指導の目標・ねらいの明確化と、これをふまえた年間指導計画の作成によって、水泳の学習指導を年間を通して効果的に進めるための見通しを立てることである。

夏季休業期間中の水泳指導についても、小学校学習指導要領（平成29年告示）〔以下、学習指導要領〕に定められた各学年の指導目標との関連性をふまえて、年間指導計画に位置付けることによって、明確な見通しを教職員が共有でき、児童の実態やプール環境に応じた、無理のない適切な指導内容や指導方法を選び、高い安全性を確保しながら指導することが可能となる。

① 水泳指導の目標

学習指導要領に示された小学校各学年における水泳指導の目標は、次の学年へのステップアップとして段階的に構成されており、6年間を通じた継続的・発展的な指導の流れを視野に入れて、各学校における重点的な指導目標を定めることが重要である。

第1学年及び第2学年「水遊び」

(1) 知識及び技能

次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。

ア. 水の中を移動する運動遊びでは、水につかって歩いたり走ったりすること。

イ. もぐる・浮く運動遊びでは、息を止めたり吐いたりしながら、水にもぐったり浮いたりすること。

(2) 思考力、判断力、表現力等

水の中を移動したり、もぐったり浮いたりする簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。

(3) 学びに向かう力、人間性等

運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、水遊びの心得を守って安全に気を付けたりすること。

第3学年及び第4学年「水泳運動」

(1) 知識及び技能

次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。

ア. 浮いて進む運動では、け伸びや初歩的な泳ぎをすること。

イ. もぐる・浮く運動では、息を止めたり吐いたりしながら、いろいろなもぐり方や浮き方をすること。

(2) 思考力、判断力、表現力等

自己の能力に適した課題を見付け、水の中での動きを身に付けるための活動を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。

(3) 学びに向かう力，人間性等

運動に進んで取り組み，きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり，友達のを考えを認めたり，水泳運動の心得を守って安全に気を付けたりすること。

第5学年及び第6学年「水泳運動」

(1) 知識及び技能

次の運動の楽しさや喜びを味わい，その行い方を理解するとともに，その動きを身に付けること。

ア．クロールでは，手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。

イ．平泳ぎでは，手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。

ウ．安全確保につながる運動では，背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。

(2) 思考力，判断力，表現力等

自己の能力に適した課題の解決の仕方や記録への挑戦の仕方を工夫するとともに，自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。

(3) 学びに向かう力，人間性等

運動に積極的に取り組み，約束を守り助け合って運動をしたり，仲間の考えや取組を認めたり，水泳運動の心得を守って安全に気を配ったりすること。

② 各学校における年間指導計画の作成

各学校では，学習指導要領や京都市スタンダードの内容をふまえ，水泳学習の指導のねらい，内容，授業時数などについての基本的な考え方，方針を定め，これに基づく具体的な指導計画を作成することが必要である。

また，夏季休業期間中の水泳指導についても，各校の指導目標達成に向けて，授業との関連や位置づけを大切にされた指導を行うことが重要である。

2 夏季休業期間中の水泳指導のあり方

夏季休業期間中には、どの小学校においても学校プールを活用した水泳指導が行われてきており、各校毎に様々な内容・方法で水泳指導が行われている。

夏季の限られた授業日数で行わざるを得ない水泳指導にとって、夏季休業期間中は授業の補充や発展などのために効果的な指導が展開できる機会であり、より多くの児童の泳力を向上させるための貴重な機会である。しかしながら、複数の学年や体格差・泳力差のある児童が同時に活動することが多く、指導目標や範囲を確かにすることが、注意を要する点である。

とくに、これまで「自由遊泳」と称して、児童が個別に水泳活動を行えるように設定している時間については、監視の目が十分に行き届かなくなったり、監視と指導を明確に分けて取り組むことが困難となったりすることが考えられ、今後は事故の危険性を回避できるような内容に改善することが必要である。このため、従来の「自由遊泳」については、今後は「個別練習」として、指導目的や指導内容を明確にし、「3 安全管理上の注意事項」の「(6) 個別練習について」(13ページ)の各事項を十分にふまえて、計画的に取り組むようにしていかなければならない。

各校では次のような点に留意し、夏季休業期間中の水泳指導を、年間指導計画に明確に位置付け、校長の指揮の下、教職員の共通理解を確立し、学校体制として組織的・計画的に取り組むことが重要である。

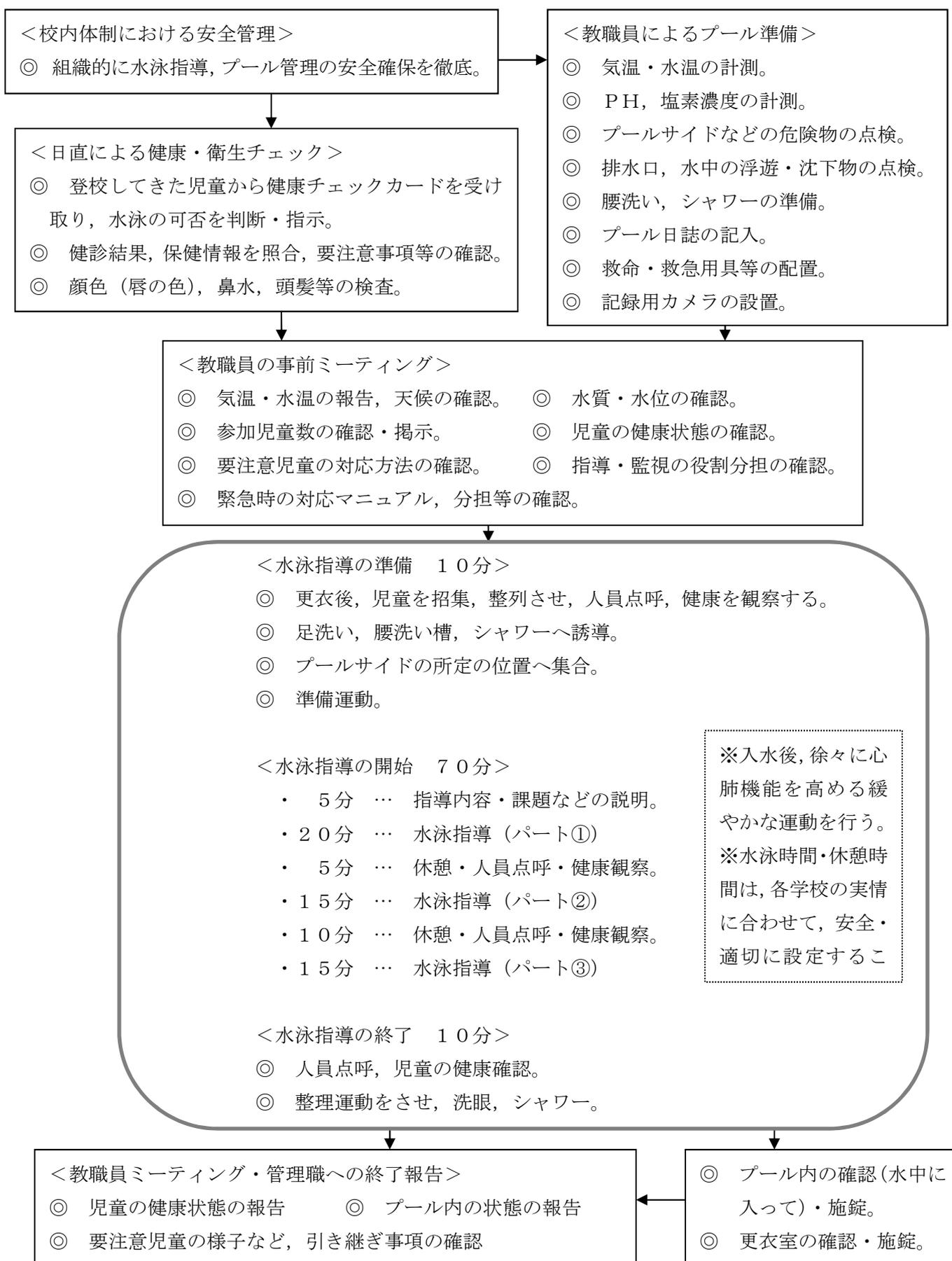
(1) 水泳指導計画の留意点

各学校においては、学習指導要領や京都市スタンダードをふまえ、対象とする学年や泳力などに適切に対応した指導範囲を明確に定め、計画的に取り組むことができているかどうかを点検し、児童に無理をさせたり、危険な活動に至ることがないように注意しなければならない。

夏季休業期間中の水泳指導の計画には、主に次のような例が考えられ、これらに応じた指導目標や学習内容・方法を十分に検討して取り組んでいくことが大切である。

- ① 補習としての水泳指導（例「めだか教室」など）
- ② 低・中・高学年別の水泳指導（複数学年での一斉指導）
- ③ 水泳能力別の水泳指導（上記②の中で実施される場合も含む）
- ④ 記録会等への参加に向けての水泳指導（6年生児童の希望者対象）

(2) 夏季休業期間中の水泳指導の進め方例 (90分のフローチャート図の例)



夏季休業期間中の水泳指導では、45分授業と異なり、学校独自で60分や90分単位の時間設定ができるため、余裕をもって準備し、児童が登校する前の教職員のミーティングから、健康チェックカードの点検、集合・誘導・準備運動、更衣・シャワー、当日の学習内容と課題の説明、水泳指導後のミーティングなどへと、安全確認を入念に行いながら進めるようにすることが重要である。

各校では、事前に教職員の中での指導者と監視者、プール当番などの役割分担を行っておくことや、水泳指導の流れを見やすくフローチャート図にして作成するなど、全員で安全な水泳指導の進め方を共有しやすい方法で、分かりやすく示しておくことが大切である。

3 安全管理上の注意事項

(1) 複数学年による水泳指導の注意点

夏季休業中の水泳指導では、1年生から6年生までの学年を複数班に編成して、「低学年」「中学年」「高学年」に分けて、別々の日程で指導することが多いが、複数学年がプールを同時に使用する場合には、次の事項を厳しく守り、安全な水泳指導を実施していかなければならない。

- ① 複数の学年の児童が同時にプールを使用して、一斉指導を行う場合は、指導内容や範囲は常に低い方の学年に合わせて設定すること。
- ② 3学年の児童が同時にプールを使用する指導方法は、短い期間にできるだけ多くの児童に水泳を学習させることもできる方法ではあるが、体格差や泳力差が大きいため、そのままでは効果的な学習が期待できにくいものであり、次のいずれかの条件が整う場合に限り実施することが望ましい。

ア. プールを3区域に分けて、学年別の指導を行うことができる場合。

イ. 学校の泳力判定によって、泳力の段階別の実態に応じた班別指導ができる場合。

ウ. 低学年や泳力の低い児童全員に補助具を付けさせたり、用具等を活用して泳力差・体格差を補うことができる場合。

(2) 水位設定の注意

水位が児童の顔が出る状態であっても（いわゆる「背が立つ」状態）、転倒した場合や衝撃を受けた場合等にはパニックに陥り、水が肺に入り、呼吸が困難となる恐れがある。このため、水位の設定は生命に関わる重要な事項であることを全教職員が十分に認識し、主に次の点に留意して水位を設定することが必要である。

【水位設定の基本】

- ① 水位は、管理職を中心に教職員が情報やルールを共有して、計画的・組織的に管理すること。
- ② 対象学年・体格・泳力・学習内容などに応じた無理のない水位を設定すること。
- ③ 水位の目安としては、多くの児童のへそから胸の辺りに水面が来るように設定し、すべての児童の両肩が水面から出るラインを上限とすること。
(※浅い水位であっても、安全確保に十分に注意することが必要である。)

【主な留意事項】

- ① プールをコースロープ等によって区域割りし、身長の高い児童が深い場所へ行かないようにすることで、体格差のある児童が同時に遊泳できるように水位設定を行うことも考えられる。
- ② 標準的な学校のプールには、底面に排水用の傾斜が設けられており、浅いところと深いところの水深の差が20cm以上ある構造のプールが多く、同じプールの中でも場所によって大きな水位差があることを教職員は共通理解し、日頃から児童にも注意を促しておくことが必要である。
- ③ 各校においては、上記「水位設定の基本」を基にして、あらかじめ低・中・高・学年別などの客観的な水位（cm）を定めておくことが必要である。
- ④ 客観的な水位の設定や確認が行いやすいようにするため、プール側面に水位表示の見やすい目盛を設けておくことや、水位を測定する器具を配置して、最深部・最浅部の測定記録をプール日誌に記録しておくこと。
- ⑤ 水位変更のための給排水は、児童の遊泳中に行うと、最深部にある排水口への身体の吸着や急激な水温変化を引き起こすなど、危険性を伴うものであるため、必ず水泳指導の前に行っておくことが必要である。

(3) 監視体制の充実

多学年の児童を対象にした夏季休業期間中の水泳指導の場合は、指導者とは別に「監視者」を定めた上で、必ず監視台からの常時監視を行うことが必要である。

すべての「監視者」は、遊泳中の児童には、体調や気温などの様々な要因によって、予想できない影響を受け、普段では想定しにくい事態が起こり得るとの認識の下、想定外を想定し、監視に臨むことが求められる。

【監視体制の基本】

- ① 3人以上の教職員（1・2年生を対象にする場合は4人以上）が常にプールを離れることなく、監視者と指導者に分かれて、任に当たること。
- ② 上記①の教職員の中から、監視の役割を担う者（＝「監視者」）を2人以上（1・2年生を対象にする場合は3人以上）決め、児童の安全管理に専任する役割を明確にして臨むこと。
- ③ 「監視者」のうち1人は必ず監視台に座って監視に当たること。
- ④ 個別練習の時間帯には、少なくとも3人以上の「監視者」を配置すること。
この場合、「監視者」とは別に水泳指導を担当する教職員が必要な場合は、人数を増員して配置すること。
- ⑤ へき地校や小規模の学校などで、参加児童が少ないと見込まれる場合は、事前に教育委員会と協議の上、各校で安全な監視体制を整えること。

※「小規模の学校」＝全学年合わせて6学級以下の規模の学校（育成学級数は含まない学級数）。

【主な留意事項】

- ① 「監視者」は、監視台及びプールサイドから、常にプール全体を見渡し、監視以外の用務に従事することなく、監視の任に専念すること。
- ② 「監視者」は互いにプールの反対側に位置して監視に当たることで、常に死角を生まない監視体制になるよう注意すること。
- ③ 監視台で任に当たる「監視者」については、注意力の持続限度や熱中症の危険性などを考慮し、一定の時間内（概ね10～20分程度）での交代制をとるなど、複数での監視体制を整えることが望まれる。
なお、監視者の交代は監視場所で行い、監視の空白時間を生じさせないように注意すること。

- ④ 教職員は、全員水着を着用し、常にホイッスルを携行すること。
- ⑤ メガフォンや児童の名簿、AEDなどの救命道具・救急用具、連絡用機器などをプールサイドの所定の位置に配置しておくこと。
- 但し、プールサイドに配置できないものがある場合、また物品によって配置場所の異なるものがある場合は、配置場所を明確にし、教職員全員が情報を共有して、速やかに任にあたる必要がある。

(4) プール監視の注意点

プールの監視にあたっては、適正な人員配置・役割分担の下で、主に次のような点に留意して監視活動に従事することが重要であり、事前に校内研修などにおいて学校プールでの実地・実演訓練などを行い、各学校のプールの位置関係や日当たり、水面反射の状況などをきめ細かく確認して取り組むことが求められる。

【監視の基本】

- ① 「監視者」は常に細心の注意を払って、監視業務に集中し、専念すること。
- ② 監視台で監視の際は、緊急時または他の監視者と交代するとき以外は、監視台から降りないこと。

【主な留意事項】

- ① 監視は目の前だけでなく、顔を上げて、プール水面の全体及び水中・水底までを見渡し、一人一人の児童の様子を目視すること。
- ② 静止した状態の者や水中に潜ったままの者、うつ伏せになったままの者がいないかを常に注意し、少しでも異常を感じた場合は、躊躇することなく速やかにホイッスルで他の教職員に知らせるとともに、当該児童の近くに行き、現状を正確に確認すること。
- ③ 異常を発見した場合は、プールサイドを移動して、該当者に最も近いところでプール内に入水すること。
- ④ 水面の光の反射や波紋などによって、水中や水底への視野が妨げられる場合は、監視位置を移動するなど、常にプール内の児童一人一人を目視できる位置や視点を確保して監視に当たること。(但し、監視位置は、原則として固定位置を決めておくことが望ましい。)
- ⑤ プール底面の傾斜に注意し、低学年や身長の高くない児童が、水深の浅い場所から深い場所に移動する動きや、最深部となる排水口付近の様子なども注視すること。
- ⑥ プール内にビート板などの補助具がある場合には、これら用具の下や用具と用具の間、プールサイドと用具のすき間などを注視し、また必要に応じてプールサイドの近くでしゃがんで視線を下げ、異常がないかを確認すること。
- ⑦ プール内やプールサイドにおいて危険な行為を発見した場合は、速やかに注意・指導を行い、危険行為をすぐに中止させること。

(5) ビート板の使用上の注意

ビート板などの水泳補助のための様々な用具は、適切に使用することによって、低学年や水に慣れない児童が、水泳学習に楽しさを感じたり、抵抗なく水に入れたりするなど、効果的な学習を進める上で大切な役割を果たすものである。

しかしながら、大型ビート板については、使用方法を誤ると重大な事故につながる恐れがあり、使用目的・枚数などを明確にして使用するとともに、使用方法には十分な注意が必要である。

【ビート板使用の基本】

- ① ビート板などの補助具は、使用上の注意事項と危険性を教職員間で共通理解しておくこと。
- ② ビート板の使用枚数は、必要最小限を基本とすること。
- ③ ビート板の種類によって使用学年を限ることや、子どもたちにビート板の使用上の注意事項と危険性を伝えるなど、安全管理に十分に注意すること。
- ④ 大型ビート板については、使用目的に応じた明確な教育効果が見込まれ、安全かつ計画的に使用できる場合を除いて、その使用を控えること。

【主な留意事項】

- ① 大型ビート板のそばで泳いだり潜ったりすると、不意にビート板が身体の上に覆いかぶさる危険性があるので、大型ビート板の近くでは十分に注意するよう指導すること。
- ② 大型ビート板の下に潜り込むと、ビート板を持ち上げられず、またビート板に身体が貼りつき脱出が困難になる恐れがあるため、潜り込まないように指導すること。
- ③ 大型ビート板の上に立ち上がると、転倒して他の児童と衝突したり、プールサイドに激突する危険性もあり、ビート板の上には立ち上がらないよう指導すること。
- ④ 複数の大型ビート板を近づけて浮かべると、ビート板の陰になる面積が大きくなり、監視の目が届かなくなる恐れや、児童が潜り込む危険性が増大するので、大型ビート板どうしを近づけないように注意すること。

(6) 個別練習について

夏季休業期間中の水泳指導においては、多くの学校で「個別練習」の時間を設定しており、個別課題に児童が自主的に取り組むなど、様々な内容・方法で行われてきているが、複数の学年にまたがり、体格差や泳力差の大きな児童が同時にプールを利用する場合、低学年の児童や泳力の身に付いていない児童にとって、危険な状況が生まれることも忘れてはならない。

このため、すべての児童にとって安全で適切な環境の中で個別練習を行うために、各校では主に次のような点に注意して取り組むことが必要である。

【基本的な事項】

- ① 遊泳する人数が多い場合は、体格や泳力に大きな差がある児童が混在した状態で、同時に遊泳するのではなく、指導の時間やプールの区域を明確に分けて、体格や泳力に大きな差がない状態で、少なくとも3人以上の「監視者」を配置して実施すること。
(※へき地校や小規模の学校などで、参加児童が少ないと見込まれる場合は、事前に教育委員会と協議の上、各校で安全な監視体制を整えること。)
- ② 個別練習を、水泳指導の最後の時間に実施する場合は、児童の体温が低下している時間帯であることも考慮して短時間で終了するようにしなければならない。
(※長くても15分以内、概ね10分程度での実施に止め、安易に延長することがないように注意すること。)

【主な留意事項】

- ① 個別練習は、児童が自ら進んで課題に取り組む時間として、目標を明確にして行われることが望ましい。
- ② 安全確認を徹底するため、個別練習の前後に、バディシステムの再確認を行うなど、人員点呼と健康観察を入念に行うことが必要である。
- ③ 低学年の児童を対象に個別練習を行う場合は、授業での「水遊び」のプログラムが十分に生かされるよう、きめ細かな事前指導を行い、個別指導を併用して実施することが望ましい。
- ④ 個別練習の時間に大型ビート板を使用する場合は、前掲(5)「ビート板の使用上の注意」に十分に留意し、教職員を増員するなど、とくに安全管理に注意して取り組まなければならない。

(7) 注意を要する児童に対して

障害のある児童や、健康診断によって、心臓病や腎臓病、呼吸器疾患などの病状に応じた運動の質・量が制約される児童など、水泳指導において注意を要する児童については、保護者の理解を得て、主に次のような指導に当たっての配慮方法について十分に考慮することが必要である。

【基本的な事項】

- ① 水泳キャップを目立つ色にしたり、水泳キャップに目印になるものを付けたりすることで、指導中の見落としがないようにすること。
- ② 体格や泳力に応じて水泳用ヘルパーなどの補助具を付けさせるなど、安全に活動できるように注意すること。
(※補助具の装着方法や使用方法には十分注意すること。)
- ③ 低水位の場所や低水位の日時に活動を限定するなど、監視の目が十分に行き届くようにすること。
- ④ 常に付き添いの必要な児童に対しては、全体を指導する教職員、及び監視する教職員とは別に、注意を要する児童を担当する教職員を決めて、教職員がそばを離れることなく指導に当たるようにすること。

【主な留意事項】

- ① 注意を要する児童に対しては、全教職員が情報を共有し、水泳指導の前に参加状況を確認し、必ず水泳指導の前後、水泳中もしっかりとした健康観察を行った上で指導することが必要である。
- ② 指導に当たっては、保護者、養護教員、学校医等との連携を密にして対応することが大切である。

(8) 録画機器等の設置について

夏季休業期間中の水泳指導においては、事故のない安全な指導の徹底に加え、万が一の事故に備えた記録映像の撮影を行うなど、より一層の安全対策・事故対策を実施することが重要である。

なお、記録映像の撮影については、以下の要領で実施する。

- ① 夏季休業期間中の水泳指導については、原則として期間中のすべての時間に亘り、可能な限りプール全体をビデオ機器で撮影し、録画しておくこと。
特に、個別練習を実施する日がある場合は必ず撮影し、記録すること。
- ② 記録データは、万が一の重大事故発生時の事実関係の把握・検証にのみ使用するものであり、警察等の公的機関が適正な手続きを経て扱うものとし、保護者への提供も含めて、他の目的には一切使用しないことを説明すること。
- ③ 水泳指導に参加する児童の保護者には、事前に録画撮影することを書面等で周知し、理解を得ておくこと。
- ④ ビデオ機器での撮影は、ビデオ機器を固定具によってプールサイドの柱や屋根などの高所に一時的に固定し、プールの水槽部分の全体を俯瞰する映像を撮影すること。
- ⑤ 撮影中は、撮影日時が正確に記録されるよう、予め機器の日時設定を正しく行っておくこと。
- ⑥ 録画が正しい位置から適切に行われているか、また機器の落下等の危険がないかなど、事前に十分に点検しておくこと。
- ⑦ 水泳指導の実施後、録画データについては、少なくとも実施日を含む2日間保存し、事故の発生がないことを確認したうえで、2週間を目途に消去しておくこと。
なお、データが消去されたことを管理職において責任を持って点検・確認しておくこと。

4 緊急時対応マニュアルの作成

各校の安全管理計画においては、万が一の事故発生時に、円滑・迅速に児童の救助・救命を行えるよう、緊急時の対応マニュアルを作成することが必要であり、またとっさの場合にも、教職員一人一人が正しく迅速に行動できるよう、対応手順をまとめた簡潔なフローチャート図などを、日頃から見やすい場所に掲示しておくことが望まれる。

＜※P.22・23 (参考)「緊急時の対応マニュアルの例」参照＞

(1) 各校における緊急時対応マニュアルの作成

事故の発生を想定した「緊急時の対応マニュアル」を各校において作成し、毎年、水泳指導の始まる前に、校内研修などを通じて、一部の教職員だけではなく、全ての教職員に周知・徹底し、共通理解を図るとともに、少なくとも年1回の実地訓練を行い、いざという場合に有効に機能する校内体制を、常に確保しておかなければならない。

こうした「緊急時の対応マニュアル」には、主に次の事項を明記し、万が一の場合に備えておくことが大切である。

【緊急時の対応マニュアルへの主な明記事項】

① 事故発生時の対応心得

プール事故の特性をふまえ、突発的な緊急事態が発生した場合に、教職員が協力し合い、冷静・迅速な対応を取れるようにするための、教職員としての基本的な心得について。

② 発見から搬送・救急救命・119番通報等の手順・役割分担、校内の連携・連絡方法

事故者の発見・確保・搬送の方法、心肺蘇生・AED使用の方法、119番通報に至る役割分担・連携の方法などについて。

③ 他の児童への対応内容・役割分担

事故者以外の児童を迅速に安全な場所に誘導し、適切な指示を与える手順について。

④ 心肺蘇生法・AED使用の手順・内容

胸骨圧迫による心臓マッサージ，人工呼吸，AED解析・電気ショックの手順と方法について。

(※AEDの電極パッドを装着する前には，必ず上胸の水分を拭き取ることに注意を喚起すること。)

⑤ 保護者等への緊急連絡の方法・手順

事故者の保護者への緊急連絡，事故者以外の他の保護者全体への連絡内容・方法について。

⑥ 対応手順の全体をまとめた簡潔なフローチャート図

(2) 救急搬送・心肺蘇生について学ぶ

万が一の事故発生に応じて，事故者の発見直後に必要な行動や，事故場所から安全な場所への搬送方法，心肺蘇生・AED使用の方法などについて，消防署などの専門家や専門的な講習修了者などから，全ての教職員が実地講習を受講しておくことが重要である。

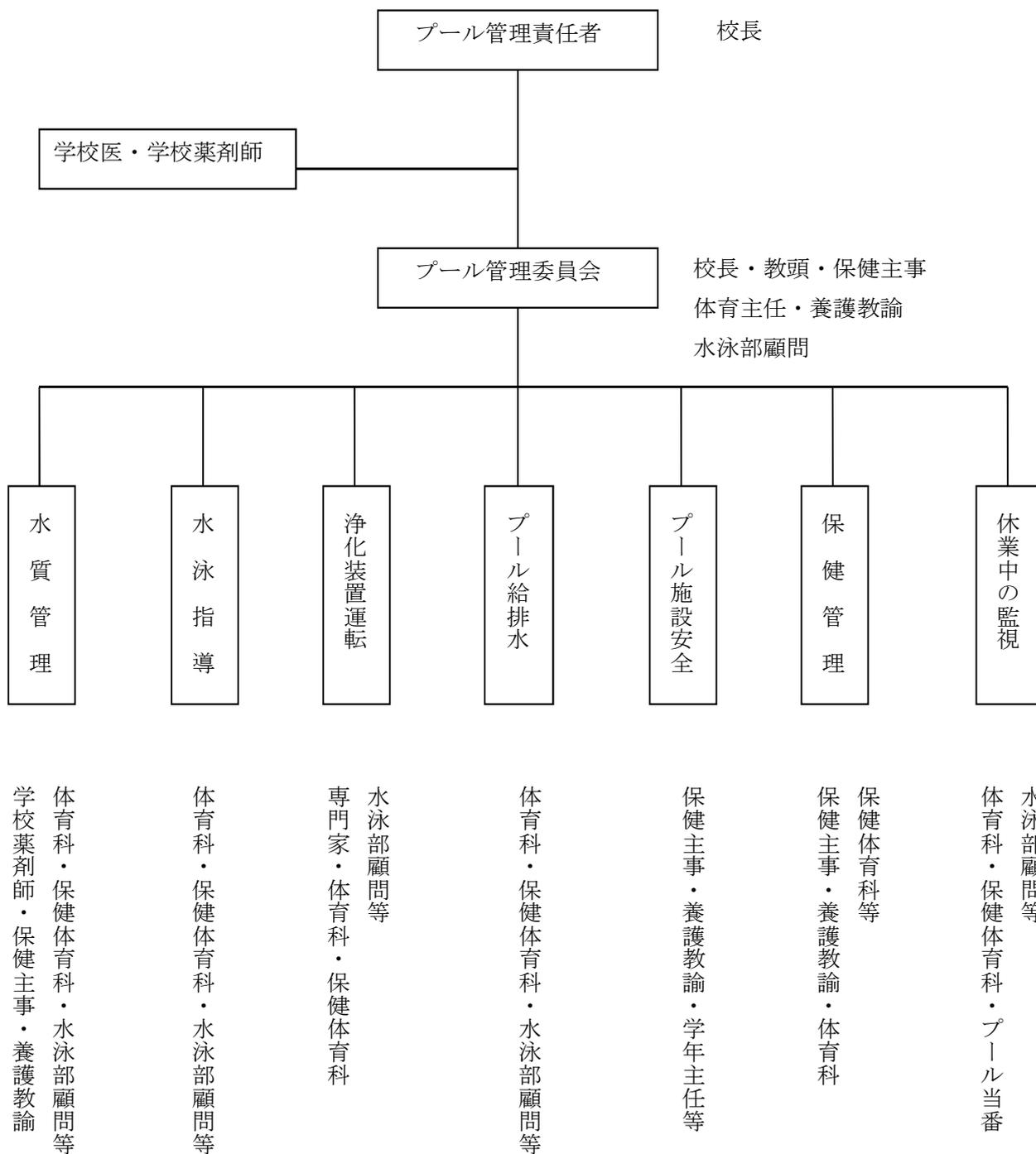
救急搬送・心肺蘇生について，教職員が受講しておかなければならない内容は，主に次の通りである。

【救急搬送・心肺蘇生について】

- ① 事故者への迅速な接近方法，水中での事故者救助・確保の方法，事故者の顔の水面上への引き上げ方法など，発見直後に必要な対応者の動き。
- ② プール内での事故者の運び方や，プールサイドへの引き上げ方，安全な場所への移動方法など，心肺蘇生までに必要な動き。
- ③ 呼吸や心拍など事故者の状態の観察・確認から，胸骨圧迫と人工呼吸の手順・方法，口・鼻・喉の異物除去，AEDの使用方法など心肺蘇生の具体的な方法。
- ④ 水泳事故者の症状の特徴や注意事項など。

(参考) 学校プール安全管理組織体制の例

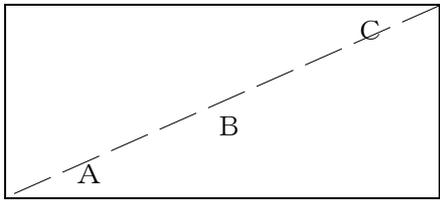
／「学校における水泳事故防止必携」独立行政法人日本スポーツ振興センター



(参考) プール指導・管理日誌の様式例 (表面)

校 園 長 検 印		教 頭 検 印		保 健 主 事 検 印		体 育 主 任 検 印		養 護 教 員 検 印		学 校 薬 劑 師 検 印	
令 和 年 月 日 ()							天 候				
気 温		午前 時 分 (°C) 午後 時 分 (°C)				水 温		午前 時 分 (°C) 午後 時 分 (°C)			
プールの出入口の鍵		解錠 午前 時 分 (解錠者) 施錠 午前 時 分 (施錠者)				解錠 午後 時 分 (解錠者) 施錠 午後 時 分 (施錠者)					
機械室・薬品保管庫の施錠の有無							有 ・ 無				
更衣室・トイレ, シャワー・足洗い・洗眼など附属設備の状態							良 ・ 否				
ろ過装置の状態の点検							良 ・ 否				
救急救命用具の配置の有無 (AED等)							有 ・ 無				
プールサイドの異物, 危険・破損, 滑りやすい場所の点検結果							良 ・ 否				
プール内の異物・危険物の有無							有 ・ 無				
排水口及び循環水取入口の安全 (点検項目: 目視・触診・打診)							良 ・ 否				
日 常 検 査							プ ー ル 水 消 毒				
検 査 時 間	P H	透 明 度	残留塩素量(遊離塩素量)(mg/L)				プ ー ル 使 用	プ ー ル 水 消 毒			
			A	B	C	D		薬 品 投入時間	投 入 薬品名	投 入 数量	消 毒 担当者名
時 分		良/否					適/不適	時 分			
		良/否					適/不適				
		良/否					適/不適				
		良/否					適/不適				
		良/否					適/不適				
		良/否					適/不適				
		良/否					適/不適				
		良/否					適/不適				
		良/否					適/不適				
腰洗槽	水量	m ³ (トン)・消毒薬 1 日使用量				個	合 計	(L・g)			
給水バルブ	開栓 午前・午後 時 分 (開栓者)					閉栓 午前・午後 時 分 (閉栓者)					
排水バルブ	開栓 午前・午後 時 分 (開栓者)					閉栓 午前・午後 時 分 (閉栓者)					

(裏面)

水 泳 人 員												
時 間 【水 位】	学年	男子	女子	計	指導者名 【監視者名】	時 間 【水 位】	学年	男子	女子	計	指導者名 【監視者名】	
時 分 ~ 時 分 【 c m】 【 c m】						時 分 ~ 時 分 【 c m】 【 c m】						
時 分 ~ 時 分 【 c m】 【 c m】						時 分 ~ 時 分 【 c m】 【 c m】						
時 分 ~ 時 分 【 c m】 【 c m】						時 分 ~ 時 分 【 c m】 【 c m】						
時 分 ~ 時 分 【 c m】 【 c m】						時 分 ~ 時 分 【 c m】 【 c m】						
使用合計	午前	人 時間 分				午後	人 時間 分					
本日合計	人 時間 分						残留塩素測定位置					
見学者人数	人						 <ul style="list-style-type: none"> ・ A・B・C…対角線上の3点 の水面下20cm。 ・ D ……循環ろ過装置の取り 入れ口付近。 					
指導内容及 び特記事項 (ビート板 の使用状 況など)												

(記入上の注意)

- 1 気温・水温は、午前・午後とも使用開始時の数値を記入する。
- 2 透明度は水中で3m離れた位置からプール壁面が明確に見える程度に保たれていること。
- 3 残留塩素は、0.4mg/L~1.0mg/Lを維持することとし、使用開始30分前及び使用中1時間に1回以上検査する。
- 4 イオン濃度はプール使用前に1回測定すること（PH値5.8~8.6を維持すること）。
- 5 定期検査は学校薬剤師が行う。
- 6 水位は最深部と最浅部の水位を測定し記入すること。
- 7 保存については、平成20年度から分類記号（Y901A8）の3年保存とすること。

(参考) 健康チェックカードの様式例

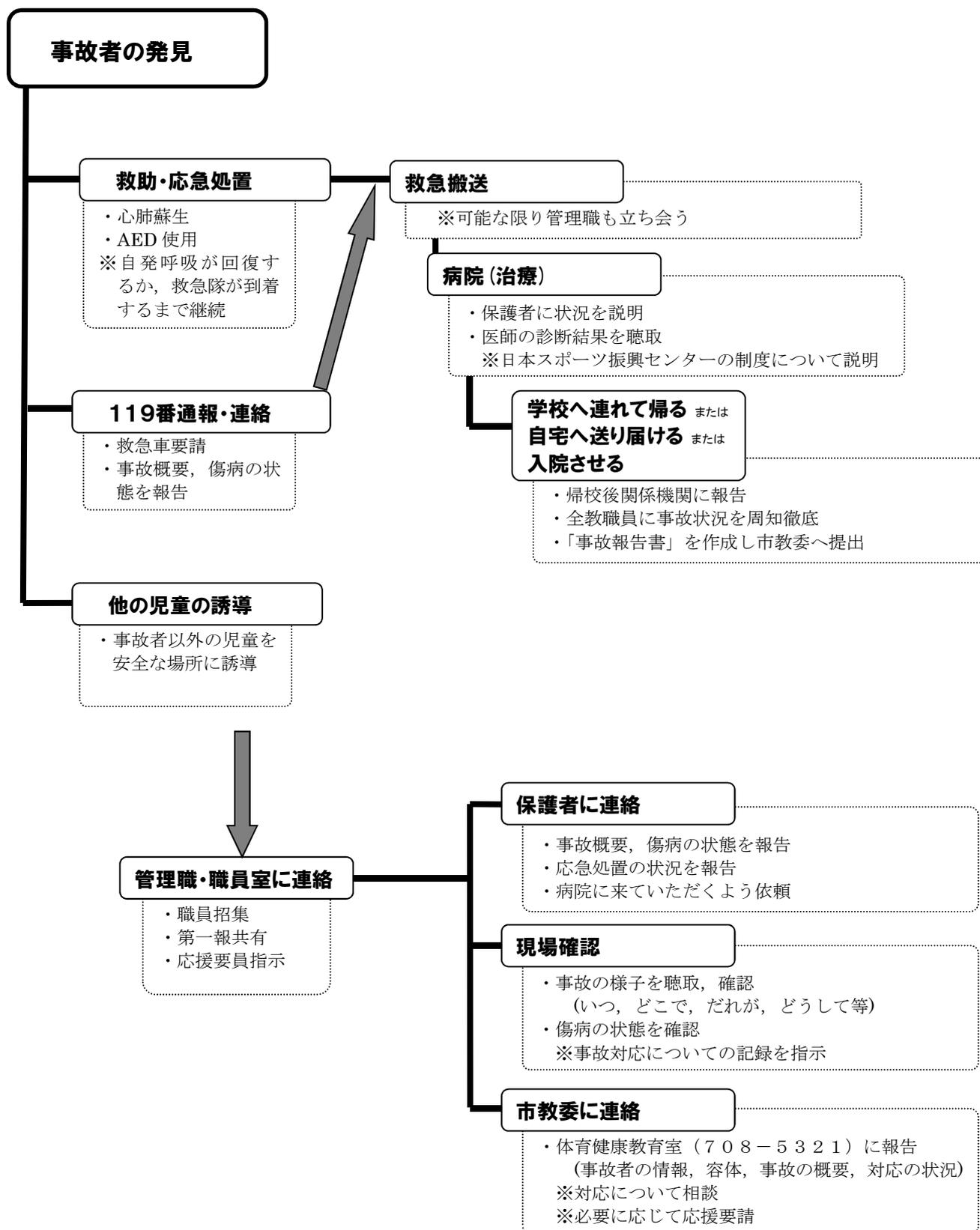
年	組	氏名	
---	---	----	--

	月 日	/	/	/	/	/	/	/
1	朝食は食べましたか (何時に食べましたか)	(時)						
2	朝、排便はありましたか							
3	下痢や腹痛の症状はありませ んか							
4	頭痛を訴えていませんか							
5	せき・鼻水はでていませんか							
6	吐き気はしませんか							
7	めまいやふらつきはありませ んか							
8	心臓がドキドキしたり、胸の 痛みはありませんか							
9	足のむくみや手足の痛みはあ りませんか							
10	朝の体温は何度でしたか	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
11	睡眠時間は どれくらいでしたか	時間						
	保護者印							

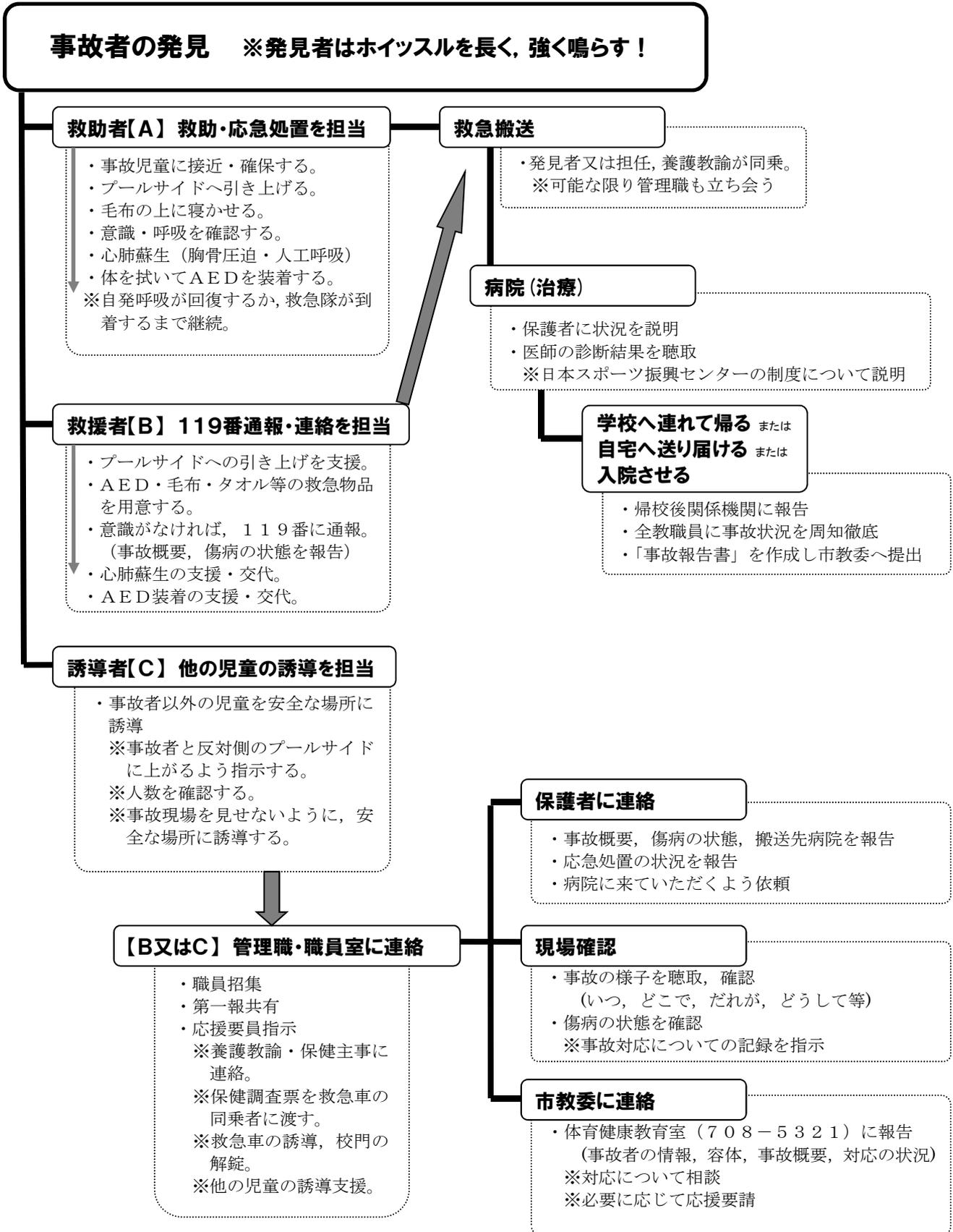
※1～9については、「はい」は○を、いいえは×をつけてください。

※10・11については、数字を記入してください。

(参考) 緊急時の対応マニュアルの例 (掲示用)



(参考) 緊急時の対応マニュアルの例 (研修用)



(参考) 水泳指導実施要項の例

水泳指導とプール管理・運営要項

□年 □月 □日 京都市立□□小学校 体育部

1 水泳指導のねらい

- (1) プールのきまりや水あそび・水泳の心得を守り、安全で衛生的に学習できるようにする。
- (2) 水あそびや水泳運動の楽しさや喜びを実感することができるようにする。
※ 各学年の児童の実態を踏まえて指導計画を立てる。

(参考) 小学校学習指導要領 第9節体育より

第2 各学年の目標及び内容

第1学年及び第2学年「水遊び」

(1) 知識及び技能

次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。

ア. 水の中を移動する運動遊びでは、水につかって歩いたり走ったりすること。

イ. もぐる・浮く運動遊びでは、息を止めたり吐いたりしながら、水にもぐったり浮いたりすること。

(2) 思考力、判断力、表現力等

水の中を移動したり、もぐったり浮いたりする簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。

(3) 学びに向かう力、人間性等

運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、水遊びの心得を守って安全に気を付けたりすること。

第3学年及び第4学年「水泳運動」

(1) 知識及び技能

次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。

ア. 浮いて進む運動では、け伸びや初歩的な泳ぎをすること

イ. もぐる・浮く運動では、息を止めたり吐いたりしながら、いろいろなもぐり方や浮き方をすること。

(2) 思考力、判断力、表現力等

自己の能力に適した課題を見付け、水の中での動きを身に付けるための活動を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。

(3) 学びに向かう力、人間性等

運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を付けたりすること。

第5学年及び第6学年「水泳運動」

(1) 知識及び技能

次の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その動きを身に付けること。

ア. クロールでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。

イ. 平泳ぎでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。

ウ. 安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。

(2) 思考力, 判断力, 表現力等

自己の能力に適した課題の解決の仕方や記録への挑戦の仕方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。

(3) 学びに向かう力, 人間性等

運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を配ったりすること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いについては、次の事項に配慮をするものとする。

(6) 「D水遊び」及び「D水泳運動」の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。

2 研修日程

要項 共通理解	月 日 () : ~ :
心肺蘇生法研修	月 日 () : ~ :
機械操作法研修	月 日 () : ~ :
水泳指導法研修	月 日 () : ~ :
安全管理・監視研修	月 日 () : ~ :

3 プール開設に向けての日程

排水	月 日 () : ~ :
プール清掃	月 日 () : ~ :
天日干し	月 日 () : ~ :
注水	月 日 () : ~ :

4 プール開設期間と水位

期 間		水 位 (最も深い所)	備 考
水遊び 指導期間	月 日 () ~ 月 日 ()	超低水位 (※50cm)	1・2学年 育成学級使用
水遊び・水泳 指導期間	月 日 () ~ 月 日 ()	低水位 (※70cm) 中水位 (※90cm)	全学年使用 (学年別) 別紙割当表をもとに調節
夏季休業中 指導期間	月 日 () ~ 月 日 ()	高水位 (※110cm)	全学年使用 (低中高別) 別紙割当表をもとに調節

※ 上の水位表記は例であり、市教委の「手引」「指針」にある以下の表記をもとに、各校の今年度の各学年児童の体格に合わせて設定する。

「水位の目安としては、多くの児童のへそから胸の辺りに水面が来るように設定し、
「すべての児童の両肩が水面から出るラインを上限とすること。」

- 割当表や水位（最深部，○cm）とその変更の状況（「注水中，○cm→○cm，○時～○時」，「排水中，○cm→○cm，○時～○時」など）については、以下の場所に明示し、教職員全員で常に確認を行う。

表示場所…職員室黒板，プールサイド黒板

【割当表の例】

月	日	曜 日	関連行事等	水位 (最深部)	1校時	2校時	3校時	4校時	5校時	6校時
6	17	月	プール開き	30		2年	1年		※注水	
	18	火		50		1年	2年			
	19	水		50		(予備)	(予備)		※注水	
	20	木		70		4年	3年		2年	
	21	金		70→90		3年	4年	※注水	6年	※排水
	24	月		90		4年	3年	※排水	1年	

5 遊泳禁止・要支援・要観察児童の情報共有

- 各種検診・心電図の結果・保護者への聞き取り等をもとに下の表を作成し、後日共通理解。
- 遊泳可能な要支援児童・要観察児童には、安全面の配慮を最大の理由として、○色の水泳帽の着用を推奨し、保護者の理解を得るようにする。
- アトピー等の理由による塩素消毒（足・腰洗い槽）の可否の確認も行う。

年	組	名 前	帽子 の色	遊泳 可否	特別な支援・観察の 必要な理由・状況	具体的な 支援・観察の方法	他の配慮 事項等

6 担当者

- (1) 体育科学習中は、プール使用クラス担任（必ず2名以上）が担当者となり行う。
- (2) 夏季休業中は、3名以上の当番で行う。
但し、1・2年児童を含む場合は、4名以上の当番（監視者3名以上を含む）で行う。

7 監視者

- (1) 夏季休業中は、2名以上の監視者で行う。
- (2) 夏季休業中の個別練習は、3名以上の監視者で行う。

※ 監視者は直接的な指導にあらず、監視に専念する。（1人は監視台の上から、他の者はその対角を中心にプールサイドでくまなく巡回すること。3人以上の場合は、監視台と複数の監視者がプールの周囲に等間隔に位置するなど、全員でプール全体を見渡すことのできる場所を監視位置として設定すること。）

8 指導者・当番の仕事

- (1) 気温・水温の測定。
- (2) ろ過装置の作動確認、プールとプールサイドの安全点検、水位の確認、浮遊物の除去。
- (3) 実施の可否決定。
 - ① 原則として、水温が22度以上かつ中性水温（33度～34度）以内であり、気温が水温と同じか水温より高い場合に実施可能。
 - ② 水温22度未満または中性水温（33度～34度）より高い場合や、気温が水温より低い時は実施しない。
 - ③ 光化学スモッグ発生時、カミナリが鳴っている時、感染症発生時は、中止。
 - ④ その他、雨天時・強風時等は、管理職と体育主任、該当学年主任で相談して決定。
- (4) プールサイドに必要なものを運ぶ

水温計、残留塩素測定器、救急箱、AED、プール日誌、毛布、電話など。

- (5) 消毒薬投入…初回使用時（20分以上前に）、および適宜（児童入水時は投入しない）

最深部水深	初回使用時、投入量	0.1mg/L上昇させるには
30cm	〇〇錠	〇錠追加
50cm	〇〇錠	〇錠追加
70cm	〇〇錠	〇錠追加
90cm	〇〇錠	〇錠追加

- (6) 腰洗い槽・シャワーの準備…水を張り、〇～〇錠入れる。（毎時間、入れ替え）
- (7) 残留塩素濃度の検査…0.4～1.0mg/Lになるように調整する。
 - ・ 1時間に1回以上測定すること。
（対角線上の3点の水面下20cmと、循環ろ過装置の取り入れ口付近の、計4ヶ所）
 - ・ 0.4～1.0mg/Lを厳守し、日誌に記入すること。
- (8) 水素イオン濃度、透明度の検査結果を記入すること。

A□
B□
C□

(9) プール日誌に所要事項を記入する。

(10) 用具の後始末（学習終了後もろ過装置は作動させておく。）

9 指導の留意点

(1) 事前指導

① 持ち物（すべて学年・組・名前を記入し、いらないものは持ってこない。）

- ・ 水着…学校指定の物，または同じような形状・色のもの。（水泳に適した形状，紺色）
記名した布を付ける。（男子左腰，女子左胸）

長袖の水着（ラッシュガード等）の着用を認めるが，原則，フード等のない動きやすいものとする。

- ・ 帽子…学年ごとの色の物，忘れた場合は学校の予備を使用する。
- ・ スイムゴーグル，バスタオル，水を通しにくい袋。

② 保健・衛生

- ・ 遊泳禁止・要支援・要観察児童の確認。
- ・ 頭髪（頭ジラミ）検査の徹底。
- ・ 家庭で耳垢・爪の処理をしておく。
- ・ 日焼けしやすい児童や光線過敏のある児童には，相談の上，ラッシュガード等に併せ，耐水性のある日焼け止めクリームの使用を認める。

(2) 学習時の指導

① 教室で

- ・ 健康観察，頭髪検査の徹底。
- ・ 着替える前にトイレにしておく。
- ・ 鼻をかんだりヘアピンをはずしたりしておく。

② 更衣

- ・ 更衣は更衣室で行う。
- ・ 荷物はフックにかける。

③ プールに入って

- ・ バスタオルをプールサイドに置く。
- ・ 準備運動（筋肉をほぐし，徐々に心肺機能を高め，適度に体温を上げる）→腰洗い
→シャワー→水慣れ

④ 遊泳中

- ・ 人員点呼，バディ確認の徹底（入水のたびに実施）。
- ・ 飛び込みによるスタートは行わない。
- ・ ビート板は，指導者の許可を得て，正しく使用する。

※ 大型ビート板は，使用目的に応じた明確な教育効果が見込まれ，安全かつ計画的に使用できる場合を除いて，使用を控えること。

- ・ プール内で鼻をかむなど，不潔なことをしないようにする。

⑤ 休憩時

- ・ 用便などでプールから離れるときは、必ず指導者に伝えるようにする。
- ・ 用便はプールのトイレで行い、用便後は腰洗い槽につかる。
- ・ ひなたで休憩し、寒いときはバスタオルを使用。
- ・ プールサイドは絶対に走らない。

⑥ 遊泳後

- ・ 人員点呼，健康観察。
- ・ プール内に残っている子がいないか（入水して，水中・水底の確認を行うこと）。
- ・ 洗眼（水圧を上げすぎない），シャワー。
- ・ 水着など，持ち物の後始末。

(3) 指導中の安全管理（体育科学習中）

① 指導内容の共通理解と役割分担。

- ・ 複数教員による指導体制をとるため，事前に指導内容やその役割分担を綿密に行う。
- ・ 特に緊急時の対応については，「緊急時の対応マニュアル」をもとに，事前に教員間で分担しておき，落ち着いて対応できるように，繰り返しシュミレーションするなど研修しておく。

② 指導者の監視的役割

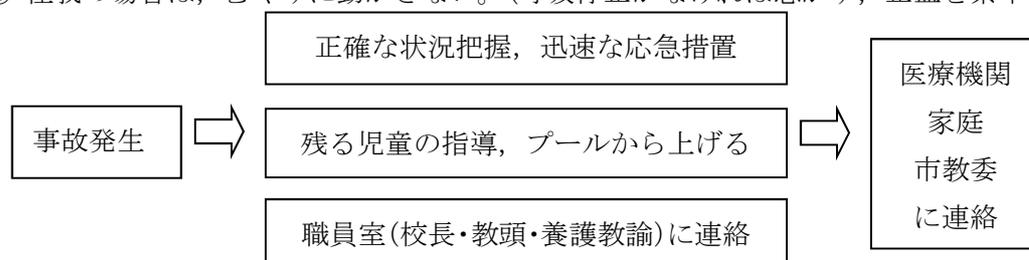
- ・ 指導内容に応じてなるべく短く時間を区切り，その区切りごとにバディシステムを活用しながら人員点呼と健康観察を行う。
- ・ プールサイドに立って指導する際には，位置を対角線上になるように分担したり，プールを区切って目が行き届くようにしたりする。
- ・ プールの中に入って指導する際には，児童に背を向けて目の行き届かない所を作ってしまうことのないようにしたり，要観察児童の位置を常に把握できるように学習の場を設定したりする。

(4) 緊急時の対応のあらまし

① 意識の確認，呼吸の確認を行う。

- ・ 意識がない場合 → 119番通報
- ・ 呼吸がない場合 → 胸骨圧迫

② 怪我の場合は，むやみに動かさない。（呼吸停止がなければ急がず，止血を素早く行う。）



③ 事故が発生したとき，事故について外部の者から説明を求められた場合は，責任者（校長・教頭）に尋ねるように伝え，窓口を一本化し，各自が説明しない。

10 その他

- (1) プール期間中，プールの割り当ては別紙参照。
- (2) 保護者向けプリント，児童指導用プリント（プールの約束）もできあがり次第，配布。
- (3) 水泳能力検定を夏季休業前の授業中と夏季休業中に行い，集計をして体育主任まで。
- (4) めだか教室

日時… 月 日（ ）～ 日（ ） 時～ 時

対象…

- (5) 水泳帽の色…6年間持ち上がる。

〇〇 年度	※ 要支援児童	育成 学級	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
色								

(参考) 京都市学童水泳能力基準表

※1級	クロール50m, 平泳ぎ50m, どちらも泳ぐことができる
※2級	クロール25m, 平泳ぎ25m, どちらも泳ぐことができる
※3級	クロールか平泳ぎ, どちらかで25m泳ぐことができる
4級	呼吸(息継ぎ)をしながら25m浮いて進める(泳げる)
5級	10m浮いて進める(泳げる)
6級	5m浮いて進める(泳げる)
7級	け伸び(2m程度)ができる

※高学年は1～7級, 中学年は4～7級を調査報告の対象とする

<監 修>

- ・ 京都工芸繊維大学 応用生物学部門教授 野村 照夫 氏
日本水泳連盟科学委員会委員長

- ・ 財団法人京都踏水会 理事長 村田 弘武 氏
京都踏水会水泳学園 学園長

- ・ 財団法人京都踏水会 指導次長 浅井 久照 氏

- ・ 京都アクアリーナ指定管理者
ビバ・オリックス・パティネグループ統括責任者
上級水泳教師・水泳指導管理士 宇野 浩 氏

- ・ 特定非営利活動法人
日本プール安全管理振興協会 理事長 北條 龍治 氏

<改訂版監修>

- ・ 京都工芸繊維大学 基礎科学系教授 野村 照夫 氏
日本水泳連盟参与